ト　浮き蓋を常に特定屋外貯蔵タンクの中心位置に保持し、かつ、当該浮き蓋の回転を防止するための設備（リにおいて「回転止め」という。）を設けること。

チ　浮き蓋の外周縁は、たわみ性があり、かつ、側板に密着する性質を有する材料により被覆されていること。

リ　回転止め及び浮き蓋の外周縁の被覆等の滑動部分に用いる材料又は構造は、発火のおそれのないものとすること。

ヌ　浮き蓋に蓄積される静電気を有効に除去する装置を設けること。

二　二枚板構造の浮き蓋にあつては、前号イ、ロ及びホからヌまでの規定の例によるものとする。

三　簡易フロート型の浮き蓋（ステンレス製のものに限る。）にあつては、第一号へからヌまでの規定の例によるほか、次のとおりとする。

イ　簡易フロート型の浮き蓋は、告示で定める浮力を有する構造とすること。

ロ　簡易フロート型の浮き蓋の浮き部分相互の接続箇所は回転性を有する構造とすること。

四　簡易フロート型の浮き蓋（前号に掲げるものを除く。）にあつては、前号の規定の例によるほか、次のとおりとする。ただし、特定屋外貯蔵タンクのうち告示で定めるものについては、イは適用しない。

イ　フロートチューブの長さは六メートル以下であること。

ロ　フロートチューブの円周方向に溶接接合がないこと。

（噴き上げ防止措置）

第二十二条の二の二　令第十一条第二項第四号の総務省令で定める浮き蓋は、前条第三号及び第四号に規定するものとし、当該浮き蓋を備えた特定屋外貯蔵タンクの配管には、次に掲げるいずれかの設備を設けなければならない。

一　当該配管内に滞留した気体がタンク内に流入することを防止するための設備

二　当該配管内に滞留した気体がタンク内に流入するものとした場合において当該気体を分散させるための設備

三　前二号に掲げるもののほか、当該配管内に滞留した気体がタンク内に流入することにより浮き蓋に損傷を与えることを防止するための設備

第二十二条の三第一項中「第十一条第四項」を「第十一条第五項」に改める。

第二十二条の三の二中「第二十二条の二の六」を「第二十二条の二の八」に、「第十一条第四項」を「第十一条第五項」に改める。

第二十二条の三の三中「第二十二条の二の六」を「第二十二条の二の八」に、「第十一条第四項」を「第十一条第五項」に改める。

第二十二条の四第一項中「第十一条第五項」を「第十一条第六項」に改め、同項第三号中「屋根」の下に「及び浮き蓋」を加え、同条第二項中「第十一条第一項第四号」の下に「（同条第二項においてその例による場合を含む。）」を加える。

第二十二条の八中「第二十二条の二の三」を「第二十二条の二の五」に改める。

第二十二条の九中「第二十二条の二の四」を「第二十二条の二の六」に改める。

第二十二条の十中「第二十二条の二の五」を「第二十二条の二の七」に改める。

第二十四条の二の七中「第二十二条の二の四」を「第二十二条の二の六」に改める。

第二十四条の二の八中「第二十二条の二の五」を「第二十二条の二の七」に改める。

第二十四条の九の二中「第二十二条の二の五」を「第二十二条の二の七」に改める。

第二十五条の二第一号イ中「又は第四類の危険物」を「、第四類の危険物」に改め、「という。）」の下に「又は第四類の危険物のうちエタノール若しくはこれを含有するもの（第二十八条の二から第二十八条の二の三まで、第二十八条の二の八及び第四十条の十四において「エタノール等」という。）」を加える。

第二十八条の二の見出し中「メタノール等」の下に「及びエタノール等」を加え、本則を本則第一項とし、本則に次の二項を加える。

2　エタノールを取り扱う給油取扱所に係る令第十七条第四項の規定による同条第一項に掲げる基準を超える特例は、前項（第三号を除く。）の例による。

3　第四類の危険物のうちエタノールを含有するものを取り扱う給油取扱所に係る令第十七条第四項の規定による同条第一項に掲げる基準を超える特例は、次のとおりとする。

一　第四類の危険物のうちエタノールを含有するものを取り扱う専用タンクの注入口の周囲には、排水溝、切替弁及び漏れた危険物を収容する容量四立方メートル以上の設備を設けること。ただし、専用タンクの注入口から当該危険物が漏れた場合において危険物が給油空地及び注油空地以外の部分に流出するおそれのない場合にあつては、この限りではない。

二　第二十三条の三第二号に規定する設備のうち、専用タンクの周囲に四箇所以上設ける管により液体の危険物の漏れを検知する設備を設けるものにあつては、当該設備により当該専用タンクから漏れた危険物を検知することが困難な場合には、令第十七条第一項第八号イにおいてその例によるものとされる令第十三条第三項の規定は、適用しない。

第二十八条の二の二の見出し中「メタノール等」の下に「及びエタノール等」を加え、本則を本則第一項とし、本則に次の二項を加える。

2　エタノールを取り扱う給油取扱所に係る令第十七条第四項の規定による同条第一項に掲げる基準を超える特例は、前項（第三号を除く。）の例による。

3　第四類の危険物のうちエタノールを含有するものを取り扱う専用タンクの注入口の周囲には、排水溝、切替弁及び漏れた危険物を収容する容量四立方メートル以上の設備を設けること。ただし、専用タンクの注入口から当該危険物が漏れた場合において危険物が給油空地及び注油空地以外の部分に流出するおそれのない場合にあつては、この限りではない。

二　第二十三条の三第二号に規定する設備のうち、専用タンクの周囲に四箇所以上設ける管により液体の危険物の漏れを検知する設備を設けるものにあつては、当該設備により当該専用タンクから漏れた危険物を検知することが困難な場合には、令第十七条第一項第八号イにおいてその例によるものとされる令第十三条第三項の規定は、適用しない。

第二十八条の二の二の見出し中「メタノール等」の下に「及びエタノール等」を加え、本則を本則第一項とし、本則に次の二項を加える。

2　エタノールを取り扱う給油取扱所に係る令第十七条第四項の規定による同条第一項に掲げる基準を超える特例は、前項（第三号を除く。）の例による。

3　第四類の危険物のうちエタノールを含有するものを取り扱う専用タンクの注入口の周囲には、排水溝、切替弁及び漏れた危険物を収容する容量四立方メートル以上の設備を設けること。ただし、専用タンクの注入口から当該危険物が漏れた場合において危険物が給油空地及び注油空地以外の部分に流出するおそれのない場合にあつては、この限りではない。

二　第二十三条の三第二号に規定する設備のうち、専用タンクの周囲に四箇所以上設ける管により液体の危険物の漏れを検知する設備を設けるものにあつては、当該設備により当該専用タンクから漏れた危険物を検知することが困難な場合には、令第十七条第一項第八号イにおいてその例によるものとされる令第十三条第三項の規定は、適用しない。

第二十八条の二の二の見出し中「メタノール等」の下に「及びエタノール等」を加え、本則を本則第一項とし、本則に次の二項を加える。

2　エタノールを取り扱う給油取扱所に係る令第十七条第四項の規定による同条第一項に掲げる基準を超える特例は、前項（第三号を除く。）の例による。

3　第四類の危険物のうちエタノールを含有するものを取り扱う専用タンクの注入口の周囲には、排水溝、切替弁及び漏れた危険物を収容する容量四立方メートル以上の設備を設けること。ただし、専用タンクの注入口から当該危険物が漏れた場合において危険物が給油空地及び注油空地以外の部分に流出するおそれのない場合にあつては、この限りではない。

二　第二十三条の三第二号に規定する設備のうち、専用タンクの周囲に四箇所以上設ける管により液体の危険物の漏れを検知する設備を設けるものにあつては、当該設備により当該専用タンクから漏れた危険物を検知することが困難な場合には、令第十七条第一項第八号イにおいてその例によるものとされる令第十三条第三項の規定は、適用しない。

第二十八条の二の二の見出し中「メタノール等」の下に「及びエタノール等」を加え、本則を本則第一項とし、本則に次の二項を加える。

2　エタノールを取り扱う給油取扱所に係る令第十七条第四項の規定による同条第一項に掲げる基準を超える特例は、前項（第三号を除く。）の例による。

3　第四類の危険物のうちエタノールを含有するものを取り扱う専用タンクの注入口の周囲には、排水溝、切替弁及び漏れた危険物を収容する容量四立方メートル以上の設備を設けること。ただし、専用タンクの注入口から当該危険物が漏れた場合において危険物が給油空地及び注油空地以外の部分に流出するおそれのない場合にあつては、この限りではない。

二　第二十三条の三第二号に規定する設備のうち、専用タンクの周囲に四箇所以上設ける管により液体の危険物の漏れを検知する設備を設けるものにあつては、当該設備により当該専用タンクから漏れた危険物を検知することが困難な場合には、令第十七条第一項第八号イにおいてその例によるものとされる令第十三条第三項の規定は、適用しない。

第二十八条の二の三の見出し中「メタノール等の圧縮天然ガス等充てん設備設置給油取扱所」を「メタノール等及びエタノール等の圧縮天然ガス等充**塡**設備設置給油取扱所」に改め、同条第一項中「メタノール等」の下に「又はエタノール等」を加え、「圧縮天然ガス等充てん設備設置給油取扱所」を「圧縮天然ガス等充**塡**設備設置給油取扱所、圧縮水素充**塡**設備設置給油取扱所」に改め、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2　前項の給油取扱所（次項に定めるものを除く。）のうち、メタノール等を取り扱うものにあつては第二十八条の二第一項の規定に、エタノールを取り扱うものにあつては同条第二項の規定に、第四類の危険物のうちエタノールを含有するものを取り扱うものにあつては同条第三項の規定に、それぞれ適合しなければならない。

3　第一項の給油取扱所（屋内給油取扱所に該当するものに限る。）のうち、メタノール等を取り扱うものにあつては前条第一項の規定に、エタノールを取り扱うものにあつては同条第二項の規定に、第四類の危険物のうちエタノールを含有するものを取り扱うものにあつては同条第三項の規定に、それぞれ適合しなければならない。